

2020年6月17日

市内通所介護事業所 御中
市内居宅介護支援事業所 御中
高齢者支援センター 御中

町田市いきいき生活部
介護保険課長 古味 斉

「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第12報）」に係る取扱いについて（通知）

日頃から、町田市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記にご留意くださいますようお願いいたします。
なお、本取扱いは町田市の解釈によるものが含まれています。利用者が他区市町村の被保険者である場合は各保険者にご確認のうえご対応ください。

記

1 適用期間

(1) 2020年6月実績分から

※取扱いの終了時期については別途通知いたします。

2 事前説明と同意

(1) サービス提供前に説明を行い、同意を得られることが望ましい。ただし、例えば6月初めのサービス利用においては、利用者へ請求を行うまでに説明を行い、6月初めから適用する旨の同意が得られていれば可能。同意日は遡らず、同意内容に記載する。

(2) 利用者への請求金額が変更になることをふまえ、文書を介しての説明・同意が望ましい。

(3) 誰からどのように同意を取るかケアマネジャーと連携し、支援経過記録等に記録する。

3 区分支給限度基準額

(1) 基準額を超えないよう、取扱いの範囲内で調整可能。「最大4回2区分上げられるが3回分にする、1回は1区分だけ上げる」などの対応が可能。

(2) どのような対応を行うかケアマネジャーと連携し、支援経過記録等に記録する。

<問い合わせ>

町田市いきいき生活部介護保険課給付係

電話 042(724)4366

メール ikiiki050@city.machida.tokyo.jp